

事案書 (経営会議 調整会議)

開催日：平成27年 8月25日 (火)

担当課：街づくり計画部 建築指導課

件 名：大和市建築基準条例の一部改正について	
提出理由：建築基準法の一部改正に伴い、罰則の対象となる者を追加するにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容：	
<p>1. 背景</p> <ul style="list-style-type: none">近年、大臣認定を受けた建築材料等の実験データの偽装が、社会問題となっている。従来の規定では、認定建築材料等と異なるものを引き渡した場合であっても、「罰則の対象となる者（以下「罰則対象者」という。）」は、設計者、工事施工者及び建築主となっていた。そのため、実情に即した罰則対象者とする必要から、建築基準法の一部を改正する法律（法律第54号）が平成27年6月1日より施行され、認定建築材料等と異なる建築材料を引き渡した場合においては、当該建築材料を引き渡した者が、新たに罰則対象者として追加された。 <p>2. 条例改正の考え方</p> <ul style="list-style-type: none">建築基準法では、地域の実情に応じて、条例で必要な制限を上乗せすることができることになっており、大和市においても条例による上乗せ規定を定めている。これまでも、用語の追加や手数料の変更など、建築基準法の改正に併せて、条例の改正を行っている。罰則については、市の裁量により規定するものであるが、罰則対象者については、法と同一とするため、条例の改正を行うものである。	<p>3. 条例改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none">罰則の規定に「設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者」を追加する。 <p>4. 県内特定行政庁の条例改正の状況</p> <ul style="list-style-type: none">横浜市(6月1日)、川崎市(7月1日)は、すでに改正済。神奈川県においては、平成27年度中の改正を検討中。その他の特定行政庁については、検討中だが改正時期等は未定。 <p>5. その他</p> <p>(1) 検察協議 罰則の改正に伴い、横浜地方検察庁との協議が必要である。(3か月間程度)</p> <p>(2) 大和市建築基準条例の所定の改正 法改正に伴う条文の追加及び整理などを行う。</p>
経 過	今後の予定
H27. 6. 1 法の施行 (法 27 条、38 条及び罰則関係)	H27. 9 横浜地方検察庁との協議開始 H27. 12 議案提出 H28. 4 改正条例施行